

せ い か つ ほ ご
生活保護のしおり



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

さんようおのだしふくしじむしょ
山陽小野田市福祉事務所

(さんようおのだしやくしょ しゃかいふくしか せいかつほごがかり)
山陽小野田市役所 社会福祉課 生活保護係

T E L 0836-82-1176

[令和7年1月6日改訂]

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護のしおり

◆ 目次

1	生活保護とは	・・・	2
2	生活保護を利用するには	・・・	3
3	生活保護が開始された場合	・・・	7
4	減免などを受けられるもの	・・・	13
5	生活保護にかかわる Q&A	・・・	13
6	相談先・問合せ先	・・・	15

※このしおりは、生活保護について知っておいていただきたいことを説明したものです。
いつでも見ることができるよう、大切に保管してください。

1 生活保護とは

病気になったり、職を失ったり、そのほか、いろいろな事情で生活が苦しくなり、どうしても生活ができなくなるときがあります。

生活保護は、このような時に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、能力に応じ、自立（経済的自立、日常生活自立、社会生活自立）した生活ができるよう、必要な支援を行っていく制度です。

* 経済的自立 … 就労による自立

* 日常生活自立 … 身体や精神の健康を回復・維持し、自分の健康・生活管理などを行うなど、日常生活において規則正しい生活ができる自立

* 社会生活自立 … 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送る自立

生活保護法の目的

日本国憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする、国民の生存権を保障する国の制度です。（法第1条）

2 生活保護を利用するには

(1) 相談

生活に困って、生活保護のことをお聞きになりたい方は、まず福祉事務所にご相談ください。



相談の中で、その他活用可能な制度のご案内を行うことがあります。

65歳以上で、居住している不動産の評価額がおおむね500万円以上の方には、不動産を担保として生活資金を借りる制度（要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度）を案内することがあります。

(2) 申請

生活保護を利用するには、原則として本人の意思で申請することが必要です。福祉事務所で保護申請に必要な書類を受け取って必要事項を記入して提出してください。申請に必要な書類などがやむを得ない事情で揃えられないと認められた場合は口頭でも可能です。

なお、何らかの事情で本人が申請できない場合は親族などが代理で申請することもできます。



(3) 調査

申請があると福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が、ご自宅などを訪問して、生活に困っておられる状況や生活保護を利用するための要件が満たされているかどうかを調査します。調査においては、次のような活用ができるものがあるかを確認します。

1 資産の活用

預貯金、生命保険、土地・家屋、自動車などの資産は、売却や活用が可能であれば、資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。



2 能力の活用

働く能力のある方は、その能力に応じて働く必要があります。

ただし、病気などで働くことができない場合は、療養するなど、その問題解決を優先とします。



3 ほかの制度の活用

生活保護法以外の制度で活用できるものは、それらを優先してください。（健康保険、雇用保険、年金、傷病手当、児童手当、児童扶養手当など）

4 扶養義務者の援助について

親、子ども、兄弟などの民法上の扶養義務のある方から仕送りなどの援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、保護の申請があったときや保護受給中において、個々の状況により扶養義務者（両親、兄弟姉妹、子ども等）に対し、「金銭

的な扶養の可能性」及び「精神的な支援（定期的な訪問、架電、書簡のやり取り等）の可否」についてお伺い（扶養照会）します。

ただし、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、扶養照会を行わない取扱いが出来る場合があります。例えば、扶養義務者と縁が切られている等の著しい関係不良や配偶者からの暴力（DV）や虐待がある等のご事情がある場合にはご相談ください。

※援助可能な親族がいることにより、生活保護の利用ができなくなるということにはなりません。

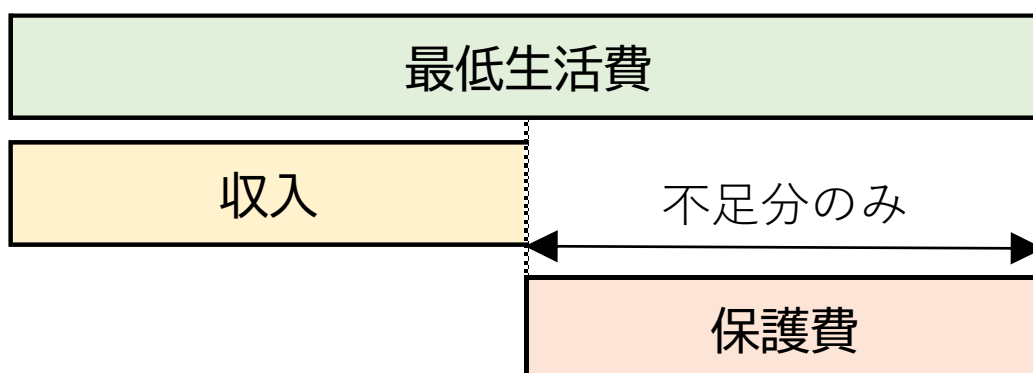


(4) 決定

調査に基づき、国が定めた月ごとの最低生活費と、世帯全員の収入とを比べ、収入が最低生活費に満たない場合に、生活保護を利用することができ、「不足分のみ」を保護費として支給します。なお、収入が最低生活費を超える場合は、生活保護を利用することができません。

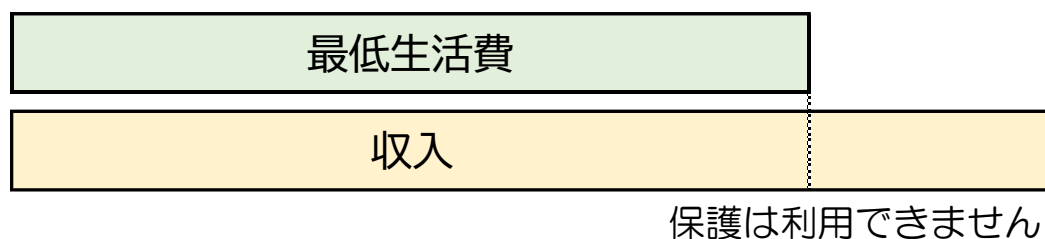
◇ 保護が利用できる場合

(収入が最低生活費に満たないとき)



◇ 保護が利用できない場合

(収入が最低生活費を上回るとき)



(5) 結果通知

保護が利用できるかどうかは、原則として 14 日以内（調査などに時間がかかる場合は 30 日以内）に決定して通知します。

◇保護を利用できる場合 → 保護開始決定通知書

◇保護を利用できない場合 → 保護却下決定通知書



3 保護が開始された場合

◇生活保護の種類

生活保護においては、それぞれの世帯の状況に応じて、次の8つの扶助のうち必要なものが受けられます。

① 生活扶助

衣食、光熱水費などの日常生活に必要な費用

② 住宅扶助

家賃・地代・住宅の補修などの費用

③ 教育扶助

義務教育に必要な学用品・給食費などの費用

④ 介護扶助

介護保険によるサービスを受けるための費用

⑤ 医療扶助

病気やけがの治療に必要な費用（医療機関を受診するために必要な交通費、補装具など含む）

⑥ 出産扶助

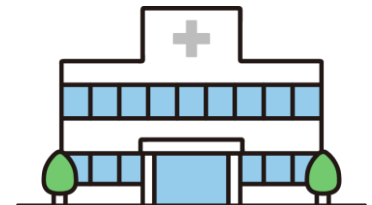
出産に必要な費用

⑦ 生業扶助

高等学校にかかる費用や技能を身に付けるための費用

⑧ 葬祭扶助

葬儀に必要な費用



※ 小・中学校及び高等学校等の入学準備、引越しなど
臨時的に必要な費用を扶助できる場合があります
ありますので、前もって福祉事務所に相談して
ください。



◇ 権利として保障されること

- (1) 生活保護の要件を満たす限り、誰でも無差別平等に利用することができます。
- (2) 正当な理由なく、保護費を減らされることや保護を利用できなくなることはありません。
- (3) 支給された生活保護費には、税金をかけられることや差し押さえられることはありません。

◇ 義務として守ってもらうこと

(1) 生活上の義務

むだな支出はさけて、生活の維持向上に努めてください。
働ける人は、その能力に応じて働き、少しでも収入を得る努力をしてください。病気などで働けない人は、医師の指示に従い、治療に努めてください。

(2) 指導・指示に従う義務

生活状況に応じて、適切な保護を実施するために、指導や指示をすることがあります。指導・指示に従わないときは保護を利用できなくなることがあります。

(3) 届出の義務

届出をもとにして、保護の内容を決めますので、次のような変動があったときは、すぐに福祉事務所に届け出ていただくことになります。



○届出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、すみやかに届け出てください。
支給する保護費の金額決定にかかわるので、届け出が遅れない、忘れないように注意してください。

◆世帯状況に変化があったとき

- ・現在の住所から転居するとき（必ず事前に相談をしてください）
- ・家族に変化があったとき
（出生、死亡、転入転出、入退学、休学、卒業、入退院、事故など）
- ・就職や離職をしたとき
- ・職場の健康保険に加入したとき、加入資格を失ったとき
- ・帰省や海外渡航などで家を長期間留守にするとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更したとき
- ・家賃、地代が変更されるとき
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき



◆収入に変化があったとき

- ・毎月の給与を受け取ったとき
- ・賞与、日払いの給料、退職金など臨時の収入があったとき
- ・高校生でアルバイト収入があったとき
- ・年金、児童手当などの公的手当の支給があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故などで相手から慰謝料、賠償金があったとき
- ・自動車や不動産などの資産を売却したとき
- ・相続による資産の取得や収入があったとき
- ・親族などから養育費、仕送りなどの援助があったとき
- ・借金をしたとき（借入金も収入となります）



※あらゆる収入について申告が必要です。

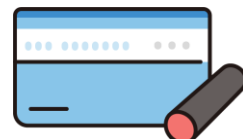
※きちんと収入申告をすれば収入額から、勤労控除や必要経費などを差し引いて収入認定ができる場合があります。

◇保護費の支給

- ① 保護費は原則として毎月4日（4日が土日、休日のときはその直前の平日）口座にお支払いします。

臨時の保護費（アパートの契約更新料など

の臨時で必要となる一時的な費用）については臨時的に支給することがあります。



- ② 保護の利用を開始したときや特別な事情がある場合には市役所の窓口で支給します。その際には、「生活保護受給者証」と、「印判（スタンプ印は不可）」を持って、原則、生活保護を受けている方が来てください。

※医療費や介護費については福祉事務所が直接、医療機関や介護機関に支払います。

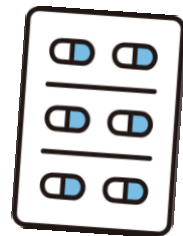
◇病院にかかるとき

- ① 病気で医療機関を受診するときは、事前に福祉事務所に来所するか、電話で受診することを伝えてください。夜間や休日など緊急に受診される場合は「生活保護受給者証」及び「マイナンバーカード※¹」を持参してください。後日、すみやかに福祉事務所に受診した日と医療機関を連絡してください。

- ② マイナンバーカード※¹、自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、提示して受診してください。会社等の社会保険に加入している方でマイナンバーカードを取得していない方または保険証利用登録をしていない方は資格確認書を提示して受診してください。



- ③ 同じ病気で2つ以上の病院にかかることのないようにしてください。また、自分勝手に治療を中断したり、転院したりしないでください。
- ④ 入院、退院をされたときは連絡してください。
- ⑤ 医薬品は、原則ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使用してください。



※1 令和6年12月から医療機関、薬局の窓口において、マイナンバーカードを使ってオンラインで資格を確認することができるようになりました。マイナンバーカードを使って医療機関などを受診するには、マイナンバーカードの取得や保険証利用登録が必要です。詳しくは地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。



◇保護費を返していただくことがあります

保護費の返還

- ① 生活上の変化や収入の増加により、月の初めに支給した保護費が結果として多くなったときは、多くなった分は返していただきます。
- ② 急迫した事情などのため、資力がありながら保護を利用した場合には、支給した保護費を、資力の範囲内で返していただくことがあります。（法第63条）

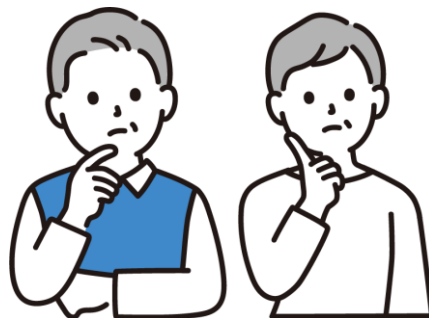
不正受給の費用徴収と罰則（法第78条）

事実と違う申請や不正な手段により、保護費を受け取ったときには、保護費（医療費を含む）を返していただきます。さらに法律により罰せられることがあります。

◇決定に疑問があるときは

保護費の額が変わったり、保護が停止や廃止になったりするときは、必ず文書（通知書）でお知らせします。その内容で分からないことがあれば、地区担当員（ケースワーカー）におたずねください。

なお、決定に不服がある場合は、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に山口県知事に対して審査請求をすることができます。



4 減免などを受けられるもの

生活保護を利用している間については、手続きを行うと、次のような税金などが安くなったり、免除されたりすることがあります。詳細については、地区担当員(ケースワーカー)におたずねください。

- ① 市・県民税、固定資産税・都市計画税
- ② 国民年金保険料
- ③ 保育料
- ④ NHK放送受信料

5 生活保護にかかわるQ & A

Q. 自動車を持っていますが、生活保護を利用できますか。

A. 自動車は資産となりますので、原則として処分していただき、生活の維持のために活用していただくことになります。ただし、仕事でやむを得ず必要と認められる場合や障害がある方の通勤、通院等に必要な場合等には自動車の保有が認められることがあります。総排気量 125cc 以下のオートバイ・原動機付自転車についても事情によっては保有が認められることがあります。



Q. 高校生がアルバイトで得た収入は申告しないといけませんか。

A. アルバイトで得た収入は収入認定の対象となりますので、毎月必ず収入申告をしてください。その際、収入に応じた基礎控除

や 20 歳未満控除等の勤労控除があります。また、高等学校等就学費の支給対象外経費（修学旅行費や学習塾費等）、就労に役立つ自動車運転免許などの技能修得にかかる経費や大学・専門学校の入学金など早期の自立に充てられる経費等については、収入として認定しない場合があります。

Q. 大学・短大に進学したいのですが、進学できますか。

A. 進学はできます。ただし、大学生だけが生活保護から外れる（世帯分離する）ことと奨学金や貸付金を受けることが必要になります。

Q. 高等学校等を卒業後に進学した場合や就職した場合に何か支援がありますか。

A. 高校等を卒業して大学等に進学する方や安定した職業に就くことにより保護を必要としなくなる方に対して、一定の要件を満たす場合は、新生活立ち上げの費用として「進学・就職準備給付金」を支給できる場合があります。



Q. 安定した職業に就いて、生活保護を必要としなくなった場合に何か支援がありますか。

A. 新たに職についた場合や現在得ている就労収入が増加した場合等で保護を必要としなくなった際には、生活を支援するための「就労自立給付金」を支給できる場合があります。

6 相談先・問合せ先

○ 相談先 民生委員

お住まいの地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員がいます。生活で困っていることがある場合は相談に乗ってくれます。相談の内容や個人の秘密については、固く守りますので安心してください。

○ 相談先・問合せ先 地区担当員(ケースワーカー)

地区担当員(ケースワーカー)は、あなたの世帯の困っていることの解決や自立を目指す上で、必要な支援や助言を行う福祉事務所の職員です。また、地区担当員は生活状況の確認やいろいろな相談に応じるために定期的に家庭訪問をします。

何か困ったことや、わからないことがありましたら、地区担当員にご相談ください。

さんようおのだしふくしじむしょ
山陽小野田市福祉事務所

さんようおのだしやくしょ
山陽小野田市役所

しゃかいふくしかせいかつほごがかり
社会福祉課生活保護係

TEL 0836-82-1176





〒756-8601

さんようおのだしひのでいちちょうめ1ばん1ごう
山陽小野田市日の出一丁目1番1号

さんようおのだしふくしじむしょ
山陽小野田市福祉事務所

さんようおのだしやくしょ しゃかいふくしか せいかつほごがかり
(山陽小野田市役所 社会福祉課 生活保護係)

T E L 0836-82-1176